

被告人・中原（金剛地武志）と被害者・朝倉（伊藤高史）は学生時代からの親友でした。ところが、被告人は、被害者が被告人の婚約者・川辺（大河内奈々子）と関係を持ってしまったことを知り、路上で被害者にナイフでけがを負わせてしまいました。そして、被告人は殺人未遂罪で起訴されました。

検察官は、被告人は被害者を殺すつもりで家からナイフを持ち出して刺したと主張します。これに対して、弁護人は、被告人が被害者にけがを負わせたことは間違いないものの、意識的にナイフを突き出したのではなく、たまたま刺さってしまっただけで、殺意はなかったと主張します。

裁判を経験したことがない裁判員は、はじめは緊張し、戸惑いますが、次第に打ち解けていき、裁判で何が問題となっているか、証言に不自然な点はなかったかといった疑問をお互いに出し始め、それぞれの経験や知識を生かして意見を交わし、裁判官と一緒に、遂に、審理の結論、つまり判決に至ることになります。

裁判員制度は、平成21年5月21日にスタートしました。この映画をできるだけ多くの方に御覧いただき、「自分も裁判員ができるかもしれない」あるいは「裁判員を是非やってみたい」と思っただけいたらと願っています。



事件発生（平成21年8月31日）

起訴（平成21年9月21日）

裁判員が選ばれる前に、裁判所、検察官、弁護人の三者で、争点と証拠を整理する手続（公判前整理手続）を行い、審理計画を立てられた。審理計画では、この事件は、3日間で審理を終える予定とされた。



1日目（平成21年11月24日）

午前10時から12時まで：裁判員を選ぶ手続を行った。

（候補者には、すでに10月中旬に選任手続の日時が知らされている）

ここで、今回の6人の裁判員が選ばれた。

午後1時30分から3時まで：公判

検察官が、起訴状を読み上げた後、検察官・弁護人側がお互いの主張（冒頭陳述）を明らかにした。また、公判前整理手続の結果も明らかにされた。これにより、事件の争点や審理計画が把握できる。

午後3時から4時30分まで：評議室でのやりとり

裁判員から、裁判を行う上で抱いた基本的な疑問が提起され、裁判官がこれに答えた。



2日目（平成21年11月25日）

午前10時から12時まで、午後1時30分から3時まで：公判

まず、証拠書類（現場の写真など）を調べた。その後、証人尋問が行われた。

証人は、①被害者、②目撃者、③婚約者、④医師の4名であった。

午後3時から5時まで：評議室でのやりとり

証言の内容や、問題点について意見交換を行った。

3日目（平成21年11月26日）

午前10時から12時まで：公判

被告人に対する質問が行われた。その後、検察官・弁護人側が最終意見（論告・弁論）を述べ、審理を終えた。

午後1時すぎから3時すぎまで：評議

殺意が認められるか、量刑をどうするかを話し合った。

午後3時すぎから5時ころまで：裁判官が判決書を書いた。

午後5時ころ：判決の宣告

